15　「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）のうち、「１　対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。なお、承継時における特別の関係にあるものの有する株式、持分若しくは議決権の把握が困難な場合は、届出時において判明している保有等の状況に基づいて記入すること。

16　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

17　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）